

令和元年度環境の森センター・きづがわの維持管理状況

集計時点：令和2年3月31日
作成時点：令和2年6月1日

1 持ち込まれた一般廃棄物の数量（各月）

	種類	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
家庭系		t	1,463.53	1,569.07	1,311.89	1,516.15	1,454.90	1,319.13	1,427.80	1,378.57	1,406.52	1,470.86	1,173.25	1,403.46	16,895.13
木津川市域	可燃ごみ	t	952.36	1,027.62	875.96	1,002.68	960.66	867.65	941.07	909.42	931.33	992.87	797.22	936.62	11,195.46
精華町域	可燃ごみ	t	511.17	541.45	435.93	513.47	494.24	451.48	486.73	469.15	475.19	477.99	376.03	466.84	5,699.67
事業系	可燃ごみ	t	438.89	455.14	474.99	704.39	646.53	683.85	710.25	594.35	431.14	453.52	374.98	433.73	6,401.76
合計		t	1,902.42	2,024.21	1,786.88	2,220.54	2,101.43	2,002.98	2,138.05	1,972.92	1,837.66	1,924.38	1,548.23	1,837.19	23,296.89

2 焼却処分した一般廃棄物の数量（各月）

	種類	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1号炉	可燃ごみ	t	796.25	0.00	919.69	1,401.15	1,381.17	1,338.59	446.40	1,314.85	1,106.26	427.31	1,265.57	1,350.46	11,747.70
2号炉	可燃ごみ	t	0.00	1,084.40	813.95	1,377.68	1,371.13	1,332.16	1,376.04	269.81	1,148.11	29.66	1,262.90	1,353.71	11,419.55
合計		t	796.25	1,084.40	1,733.64	2,778.83	2,752.30	2,670.75	1,822.44	1,584.66	2,254.37	456.97	2,528.47	2,704.17	23,167.25

3 環境の森センター・きづがわに常設の測定機器による連続測定結果（各月）

項目	単位	法令基準	焼却炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	
焼却炉内で測定した燃焼ガス温度	℃	800以上	1号炉	940	—	911	888	891	881	888	899	914	920	927	928	908	
			2号炉	—	942	941	903	884	911	910	907	919	894	926	932	915	
集じん機入口で測定したガス温度	℃	概ね200以下	1号炉	167	—	166	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167
			2号炉	—	166	167	167	167	167	167	167	165	167	167	167	167	167
煙突採取口で測定した排ガス中の一酸化炭素濃度	ppm	100以下	1号炉	5	—	5	4	1	2	5	6	4	3	3	3	4	
			2号炉	—	4	2	3	3	3	6	6	6	4	3	4	4	

(注) 1 稼働日の平均値を記載

2 “—”の表示は、その該当月において、全体炉であったことを示す。

4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5第1項第二号カに規定する排ガス中のダイオキシン類濃度等、及び大気汚染防止法施行規則第16条の12第1号ロに規定する排ガス中の水銀濃度

項目	単位	法令基準	焼却炉	排ガスを採取した年月日	排ガスを採取した年月日
				8月8日(1号炉) 8月9日(2号炉)	2月13日(1号炉) 2月21日(2号炉)
				測定結果が得られた年月日	測定結果が得られた年月日
				10月17日(1号炉) 9月27日(2号炉)	3月19日(1号炉) 3月19日(2号炉)
硫酸化物	ppm	4600以下	1号炉	14	9.1
			2号炉	8.7	12
ばいじん	g/m ³ N	0.15以下	1号炉	0.001未満	0.039
			2号炉	0.001未満	0.001未満
塩化水素	ppm	430以下	1号炉	3.1	4.0
			2号炉	2.2	5.5
窒素酸化物	ppm	250以下	1号炉	25	28
			2号炉	20	34
水銀	μg/m ³ N	50以下	1号炉	0.5未満	0.8
			2号炉	0.5未満	2.1

(注) 1 硫酸化物の法規制値は「K値17」と定められています。本表では、K値をppmに換算して記載しています。

2 いずれの項目も煙突採取口にて、排ガスを採取しています。

項目	単位	法令基準	焼却炉	排ガスを採取した年月日
				2月13日(1号炉) 2月21日(2号炉)
				測定結果が得られた年月日
				3月16日(1号炉) 3月18日(2号炉)
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	5以下	1号炉	0.000038
			2号炉	0.000041